

1. EU・ベトナム自由貿易協定締結

EUとの貿易額において、シンガポールに次ぐASEAN第2位に位置するベトナムは、2019年6月30日、EU・ベトナム自由貿易協定（EVFTA）を締結しました。当協定の発効後、EUからベトナムへの輸入品目48.5%の関税が即時撤廃されます。これは、輸入額ベースの64.5%に相当します。残りの品目に関する関税は、その後10年間で段階的に引き下げられます。一方、ベトナムからEUへの輸入品目85.6%の関税も即時撤廃され、輸入額ベースでは70.3%に相当する関税が撤廃されます。残りの品目に関しては、その後7年間で段階的に引き下げられます。

2. 中古機械設備の輸入規制

科学技術省は、中古機械・設備・技術ラインの輸入に関し、2019年7月16日付けオフィシャルレター第2115/BKHCN-DTG号を発行しました。企業は、中古機械・設備・技術ラインの輸入を、その生産に直接的に寄与する目的においてのみ認められるため（中古機械・設備・技術ラインの輸入に係る首相決議第18/2019/QD-TTg号第4条第3項）、転売を目的とする輸入は、販売先が製造業者であっても認められません。税関は、輸入時に提出された事業登記証、及び、ナショナルポータルサイトからの企業登記情報に基づき、輸入目的の適正性を判断します。

3. 中古機械設備のオンザスポットインポート

科学技術省は、ベトナム企業からの中古機械・設備・技術ラインの取得に関して、2019年8月8日付けオフィシャルレター第2395/BKHCN-DTG号を発行しました。中古機械・設備の輸入手続きは、2019年6月15日以降、首相決議第18/2019/QD-TTg号への準拠が求められますが、当決議は、ベトナム国外からベトナム領土内への輸入を対象としています。ベトナム国内におけるベトナム企業間の中古機械・設備の移転には適用されませんので、輸出加工企業（EPE: Export Processing Enterprise）が、中古機械・設備をベトナム企業から取得する場合（オンザスポットインポート）は、当決議による規制対象ではありません。